

令和3年12月27日
(2021年)

令和3年秋季重点要求・一時金要求 最終回答

- 1 定年前職員の令和4年度以降の期末手当については、支給月数を0.15月分引下げ、6月期と12月期の期末手当の支給月数が均等になるように、それぞれ現行の1.275月から1.2月とする。
- 2 再任用職員の令和4年度以降の期末手当については、支給月数を0.1月分引下げ、6月期と12月期の期末手当の支給月数が均等になるように、それぞれ現行の0.725月から0.675月とする。
- 3 定年前職員及び再任用職員の令和3年度の引下げに相当する額を令和4年6月の期末手当から減額することについては、今後、国家公務員の改定に係る法案の動向等を注視し、適切な時期に提案する。
- 4 初任給基準の見直しについては、強い要求であると認識しているが、国家公務員に準拠した水準であり、現時点で見直すことはできない。引き続き検討する。
- 5 再任用職員の格付けの見直しについては、強い要求であると認識している。定年引上げの検討の中で、再任用職員を含めた60歳以上の職員の職務と給与のあり方について、併せて検討する。
なお、定年引上げについては、国家公務員及び近隣市の動向を注視し、適切な時期に提案する。
- 6 令和3年人事院勧告中、令和4年4月1日以降の実施とされている育児休業等の制度改正については、国家公務員の制度の動向を注視しながら、遅延なく実施できるよう最大限努力する。
- 7 会計年度任用職員の令和4年度以降の期末手当については、支給月数を0.1月分引下げ6月期と12月期の期末手当の支給月数が均等になるように、それぞれ現行の1.275月から1.225月とする。
- 8 期末手当相当分の報酬を月額等の報酬として支給されていた非常勤職員から会計年度任用職員に移行した職員に生じている令和2年度における収入の減少については、令和2年11月2日以降の勤務に対する期末手当が当該年度中ではなく、翌年度の令和3年6月に支給され、翌年度の収入になったことによるものであり、令和2年度の収入の減少分を補填する要求に応じることはできない。

- 9 パートタイム会計年度任用職員の1日の正規の勤務時間を超え、常勤職員の1日の正規の勤務時間に達するまでの時間における時間外勤務に対する報酬の割増率については、再任用短時間勤務職員の取扱いに準じ、100分の100としているものであり、取扱いを変更することはできない。